

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第105号 令和3年9月宇治市議会定例会の招集
.....（政策総務課）…2
- 告示第107号 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示
の一部改正.....（危機管理室）…2

公 告

- 公告第44号 宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧
.....（公園緑地課）…2

公 営 企 業

- 告示第12号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処
理の開始.....2

告 示

宇治市告示第105号

令和3年9月宇治市議会定例会の招集について
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年9月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和3年9月9日

宇治市長 松村 淳子

- 1 期 日 令和3年9月16日
- 2 場 所 宇治市議場

(揭示済)

宇治市告示第107号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正について
 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部について、次のように改正します。

令和3年9月24日

宇治市長 松村 淳子

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（平成27年宇治市告示第8号）の告示の表中

「大久保幼稚園」を「大久保青少年センター」に改正します。

公 告

宇治市公告第44号

宇治都市計画生産緑地地区の変更案の縦覧について
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和3年9月24日

宇治市長 松村 淳子

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 菟道只川及び小倉町寺内
変更する部分 木幡赤塚及び小倉町久保
削除する部分 五ヶ庄北ノ庄、宇治池森、安田町大納言及び小倉町西山
- 3 都市計画の案の縦覧場所
宇治市都市整備部公園緑地課
- 4 縦覧期間
令和3年9月24日から同年10月8日まで

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第12号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和3年9月24日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和3年9月24日	菟道門前の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和3年9月24日	宇治善法の一部・戸ノ内の一部・矢落の一部・若森の一部、広野町小根尾の一部・西裏の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター